

令和 4 年

第 2 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

令和 4 年 1 0 月

西 秋 川 衛 生 組 合

令和4年第2回西秋川衛生組合議会 定 例 会

10月24日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番 窪島 成一 議員	2 番 関口えり子 議員
3 番 大久保昌代 議員	5 番 中村 一広 議員
6 番 中村のりひと議員	7 番 川脇 敏徳 議員
8 番 大澤 弘子 議員	9 番 濱中 直樹 議員
10 番 野村 雅巳 議員	11 番 松村 哲朗 議員
12 番 木村 圭 議員	13 番 宮野 亨 議員
14 番 森田 紀子 議員	

欠席議員（0名）

出席説明員

管 理 者	中嶋 博幸 君
副管理者	田村みさ子 君
副管理者	坂本 義次 君
副管理者	師岡 伸公 君
会計管理者	松島 満 君
あきる野市環境経済部生活環境課長	松村 直人 君
日の出町生活安全安心課長	野口 誠 君
檜原村産業環境課長	坂本 雅人 君
奥多摩町環境整備課長	坂村 孝成 君

事務局出席説明員

事務局長	田中 紀秀 君
事務局次長	内倉 厚 君
庶務係長	乙訓 茂 君
庶務係主任	青木 克泰 君

令和4年第2回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

令和4年10月24日（月）午後2時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	専決第3号	専決処分した西秋川衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第5	議案第9号	令和3年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	議案第10号	令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第7	議案第11号	令和4年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）

○議長（窪島 成一議員） 皆さん、こんにちは。令和4年第2回西秋川衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

10月も終盤を迎え、朝夕と冷え込む季節になってまいりました。議員各位におかれましては、公私ともに御多忙中の中、本定例会に御参集をいただき、開会できることに對し、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新規感染者は減少傾向にあります。引き続き感染対策は継続していかなければなりません。本定例会におきましても、感染症拡大防止の観点から、窓及び出入口を開放し換気を行いますので、御了解願います。また、マスクの着用につきましても、御協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位におかれましては、円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたくお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、西秋川衛生組合議会会議規則第79条の規定により、議長において、10番野村雅巳議員、11番松村哲朗議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者から付議された案件は、専決1件、議案第9号から第11号の4件でございます。

また、関係議案の資料につきましては、配付のとおりでございます。



○議長（窪島 成一議員） 次に、管理者から発言の申出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） 皆さん、こんにちは。ただいま発言の許可をいただきました西秋川衛生組合管理者の中嶋でございます。

本日、ここに令和4年第2回西秋川衛生組合議会定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日に日に秋の深まりを感じられる季節になってまいりました。議員の皆様におかれましては、公私とも大変御多忙の中、本定例会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、私事になり大変恐縮ではございますが、先般のあきる野市長選挙におきまして、あきる野市長として就任いたしました。あわせて、西秋川衛生組合規約の規定に基づき、構成市町村の互選により、令和4年9月6日付で組合管理者に就任いたしましたことを本定例会の席をお借りして御報告を申し上げますとともに、組合の発展に尽力してまいりますので、御指導、御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の定例会の提出案件でございますが、令和3年度の決算認定、令和4年度の負担金変更、補正予算及び専決案件を提出しております。議案の内容につきましては順次御説明させていただきますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶と報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。



○議長（窪島 成一議員） 日程第4、専決第3号、専決処分した西秋川衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） 専決第3号、専決処分した西秋川衛生組合職員の育児休

業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について。

ただいま上程されました専決第3号について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、また、国の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されることなどから、組合と国等の間に権衡を失しないよう規定を整備する必要が生じたため、令和4年9月30日付をもって専決処分いたしましたので、御報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

内容につきましては事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） それでは、御説明させていただきます。

議案書を御覧ください。専決第3号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページが改正条文となっております。

本件につきましては、妊娠、出産、育児と仕事の両立支援のため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、また、人事院規則の改正により、国の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和することなどから、組合と国等の取得に関する規定について権衡を失しないよう規定を改めるものでございます。

例規集は317ページの49からになります。主な改正内容につきまして説明させていただきます。

第2条第1号につきましては、アとイに掲げている非常勤職員は育児休業を取得できる対象とする規定ですが、このうちアの（ア）につきまして、子が1歳6か月に達する日まで任用される可能性がある者が対象であるところ、子を出生して8週間を経過する日までに育児休業を取得する場合は、8週間と6か月が経過する日まで任用される可能性がある者を対象とするよう規定を改めるものです。これは任用期間が短い非常勤職員でも取得を可能とするように、規定を改めるものでございます。

次に、同号のイの改正につきましては、現在のイとウとエを整理する形で規定を改めるもので、特に対象者が変わるなどの内容ではございません。

次に、第2条の3第3号を改めるものでございます。第2条の3第1号は、非常勤職員の育児休業は子が1歳になるまで取得できるとする規定で、今回改正する第3号は、非常勤職員の配偶者が、子が1歳になるまで民間等の制度による育児休業をしている場合で、保育園に入れられないなどの事情がある場合、1歳になった翌日から1歳6か

月になるまで、当該非常勤職員が育児休業を取得できるとする規定でございますが、今回の改正により、1歳になる以前から取得できるようにするものでございます。これにより、夫婦がある程度一緒に育児休業を取りながら、交代で育児を行えるように改めるというものでございます。

次に、第2条の4を改正するものですが、本条は第2条の3第3号で1歳6か月まで育児休業した者が、その後も保育園に入れられないなどの特別の事情がある場合、1歳6か月になった日の翌日から2歳になるまで育児休業できるとする規定でございますが、この特別の事情を柔軟に対応できるようにするなどの改正を行うものであります。

次に、現行の第2条の5を削り、新たに第3条の2として条を新設するものです。こちらは本条例の根拠となる地方公務員の育児休業法の改正により、第2条の5の元である法の第2条第1項ただし書の条例で定める期間の規定が、条例第3条の元である法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情の規定よりも後ろの第1号に移動したため、これに合わせて、第3条の次に第3条の2として新設するものであります。

次に、第3条は、2回目以降の育児休業を取得しようとする場合に認められる特別の事情について規定しているものでございますが、現行の第3条第5号で規定しています育児休業計画書の提出の要件を廃止するため、第5号を削るものです。

その他の部分につきましては、主に文言の整備となります。

最後に附則でございます。施行日につきましては令和4年10月1日であります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 質疑なしと認めます。

これより、専決第3号、専決処分した西秋川衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（窪島 成一議員） 日程第5、議案第9号、令和3年度西秋川衛生組合会計歳

入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） ただいま上程されました議案第9号でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるところでございます。なお、令和4年9月30日に当組合の監査委員であります小林監査委員及び野村監査委員により決算審査を行っていただき、適正であることの意見書を提出いただいております。

決算の内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 会計管理者。

○会計管理者（松島 満君） 会計管理者の松島です。よろしく願いいたします。

それでは、令和3年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算書によりまして御説明申し上げます。

初めに歳入について御説明いたします。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。款ごとに収入済額を読み上げ、御説明させていただきます。

まず、第1款負担金、収入済額12億770万5000円。この負担金は、構成市町村からのごみ処理及びし尿処理に関わる運営経費に対する負担金でございます。負担金の算出方法でございますが、ごみ処理経費にかかる負担割合は、平等割10%、利用割60%、人口割30%、し尿処理経費にかかる負担割合は、平等割5%、利用割95%となっております。予算現額に対する収入割合は100%でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、収入済額2925万8000円。第1項廃棄物処理手数料につきましては、個人及び許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手数料の収入でございます。予算現額に対する収入割合は102.86%でございます。

次に、第3款財産収入、収入済額18億6848万5590円。第1項財産運用収入の土地貸付収入に加え、補正予算で計上いたしました旧し尿処理施設跡地の売却に伴い、第2項財産売払収入として18億6842万8800円を収入しております。予算現額に対する収入割合は100%でございます。

第4款繰入金、収入済額9000万円。これは基金繰入金でございます。予算現額に対する収入割合は100%でございます。

第5款繰越金、収入済額4022万9980円。これは前年度のごみ処理及びし尿処理繰越金でございます。予算現額に対する収入割合は100%でございます。

次に、第6款諸収入、収入済額7178万5168円。第1項雑入における主なものにつきましては、ペットボトル、紙類、鉄類など、資源を売却した有価物売却代でございます。予算現額に対する収入割合は107.85%でございます。

以上、収入合計、収入済額33億746万3738円、予算現額と収入済額との比較につきましては604万738円の増となっており、予算現額に対する収入割合は100.18%でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。歳入と同様に、款ごとに支出済額を読み上げ、御説明させていただきます。

まず、第1款議会費、支出済額76万2909円。主な支出は議員報酬でございます。予算現額に対する支出割合は89.97%でございます。

次に、第2款総務費、支出済額19億7213万5958円。主な支出は職員の人事管理経費、組合の管理運営金費及び各種負担金でございます。予算現額に対する支出割合は99.94%でございます。

次に、第3款廃棄物処理費、支出済額8億9174万315円。第1項一般廃棄物処理費の主な支出は、熱回収施設の運営・維持管理業務委託料、資源化処理業務委託料及び有価物回収業務委託料等のごみ処理管理経費と最終処分場の処理経費及びし尿処理施設にかかる管理経費でございます。予算現額に対する支出割合は97.89%でございます。

次に、第4款公債費、支出済額4億1243万9635円。これは過去の事業実施に伴い借り入れた起債に対する元利償還金でございます。予算現額に対する支出割合は100%でございます。

第5款予備費につきましては、第3款廃棄物処理費、第1項一般廃棄物処理費の修繕料に112万円の充用を行っております。

以上、歳出合計、支出済額32億7707万8817円、不用額2434万4183円、予算現額に対する支出割合は99.26%でございます。

歳入歳出差引残額3038万4921円は翌年度へ繰越しをいたしました。

以上、令和3年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の概要でございます。

なお、決算附属書類であります歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。中村議員。

○6番（中村のりひと議員） ありがとうございます。

決算書の17ページ、今、管理者のほうから説明があった有価物売却代なのですが、ペットボトルとか紙類とかですか。細かく事務報告書のほうに載っている場所を探したのですが、なかったのですが、もう少し詳細な数値が分かれば教えていただきたいのですが、紙が幾らですとか、ペットボトルが幾らですとか、事務報告書のほうのページが分からなかったので、記載されていれば、そちらのほうを教えていただければと思います。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） それでは、有価物売却というところでお答えさせていただきます。

今、議員御指摘のとおり、細かい一覧表みたいなものにはなっていないのですが、事務報告書につきましては18ページの資源化处理関係という形で記載をされているところでございます。こちらの表につきましては、実際の歳入として売却した金額と、あとそれにかかった委託料などが記載されているところでございます。

それと、例えばスプレー缶の排出量が11万6920キロ、主立ったところではそういった形で、アルミ缶が13万1450キロとか、そういう細かいデータは事務局のほうでは持っておりますが、記載のほうは今、この事務報告書のとおりという形になってございます。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） 中村議員。

○6番（中村のりひと議員） ありがとうございました。

報告書のほうに細かく載っていると分かりやすかったので、事務報告書のさらなる改善を期待したいと思います。

あと、もう一点なのですが、こちら事務報告書のほうを見て分からなかったのですが、ガス化溶融炉が造られて、一番のメリットというか、スラグだと思ふの

ですけれども、そのスラグのほうの使用がどうなっているのか、令和3年度においてはどの程度のスラグが排出をされて、それがどの程度実際に道路ですとかに使用されたのかどうかを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（窪島 成一議員） 事務局次長。

○事務局次長（内倉 厚君） 事務局次長の内倉と申します。よろしく申し上げます。

ただいまの御質問ですが、スラグの排出量等は今、正確な数字を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

使用状況につきましても、道路の舗装等のほうに使うという形で、施設の運営委託事業者のほうで取り組んでおります。

また、まず構成市町村のあきる野市のほうに建設工事等で使用していただきたいということで、そういう提案等は行っている状況でございます。

以上で終わります。

○議長（窪島 成一議員） 中村議員。

○6番（中村のりひと議員） 分かりました。スラグのほう、しっかりと各議会というか、自分も自分の所属する議会のほうで提案していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（窪島 成一議員） ほかに質疑はございますか。松村議員。

○11番（松村 哲朗議員） 11番、松村です。

決算書の一番最後にあります基金についてお伺いをしたいと思います。

こちらは旧し尿処理施設の売却によって、見込みよりもかなり大きく、あるいは高く売却することができて、実に8.79倍という大きな金額に基金は膨らんだわけですが、これはどのように活用していくのか、そちらについてお考えがあればお示してください。あるいは、それについてどのように今後協議をしていくのか、そちらについても教えてください。

以上、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

し尿処理施設の跡地売却の収益18億6842万9000円を今回基金に積み立てたわけですが、その活用方法という御質問でございます。

こちらにつきましては、令和元年8月に設置をされました西秋川衛生組合旧し尿処理施設跡地売却等検討委員会、こちらにおいて検討がなされたところでございます。この際の中身につきましては、収益については構成市町村に還元をしていくというのが基本的な考え方となります。その方策につきましては、今後発生する負担金につきましては、各年度でかなりばらついたりするところもございまして、負担金の平準化を図っていくということで、毎年、各構成市町村分を充てて負担金を下げていくということで、平準化を図るところでございまして。

具体的には、特に土地の取得時等の負担金の割合というものを構成市町村ごとに分配する額のほうを算出して、今後発生する負担金に少しずつ充てていくというところでございます。

また、この辺りは構成市町村と今後については常に調整をしながら進めていくというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） 松村議員。

○11番（松村 哲朗議員） 松村です。

これまでどおり負担金の平準化に使っていくのだというお考えだったと思うのですが、大きく増やしたということになっておりますが、何か活用に対してこれまでとは違うようなお考え、そういったものがあるのか、あるいはそれを今後協議する予定があるのか、構成市町村と相談しながらやっていくのだというお話だと思うのですが、その辺りもお聞かせいただきたいと思っております。9倍近い基金に膨れ上がるわけで、これをこれまでどおり使っていくといっても、非常に潤沢にあるのはいいことだとは思っておりますけれども、やはり有効に使っていくべきだと考えますので、その辺りもお考えがあればお示しいただきたいと思っております。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） お答えいたします。

こちらにつきましては、この基金を積んだ時点で構成市町村とも協議をしているところでございます。当面、この分は負担金になっていて、今まで以上に充てて、ばらつくところ、大きく負担金が増えるところに手厚く充てていくというところで、当面、各市町村の負担金を軽減していくというようなところで、今後、例えば施設系の大きな出費であるとか、そういったものが見込まれたときには、随時協議をし

ていくというようなところで、今のところ具体的なところが持ち上がった段階で、
要は常にこの状況を当組合と各構成市町村とで共有し、協議しながら進めていくと
いうことを確認したところでございます。

以上でございます。

○11番（松村 哲朗議員） 分かりました。

○議長（窪島 成一議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） よろしいですか。

これをもって質疑を終了といたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号、令和3年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定につい
ての件を挙手により採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（窪島 成一議員） 挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決しました。



○議長（窪島 成一議員） 日程第6、議案第10号、令和4年度西秋川衛生組合構成市
町村負担金の変更について、及び日程第7、議案第11号、令和4年度西秋川衛生組合
会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） ただいま一括上程されました議案第10号及び議案第11号
について御説明申し上げます。

議案第10号につきましては、令和4年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を
1721万1000円減額するものでございます。

次に、議案第11号につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出
予算の補正後の予算総額を13億8587万9000円とするものでございます。

各議案の内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審

議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） それでは、御説明させていただきます。

まず、議案第10号、令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてでございます。

議案書の表中、変更前の負担金額の合計は12億9324万9000円で、1721万1000円を減額し、変更後の負担金額の合計を12億7603万8000円とするものでございます。なお、この減額の要因につきましては、前年度繰越金を追加したことによるものでございます。

次に、構成市町村別の変更額は、あきる野市が1219万4000円、日の出町が257万9000円、檜原村が90万6000円、奥多摩町が153万2000円をそれぞれ減額するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の次ページの別紙を御覧ください。

まず、ごみ処理にかかる変更後の構成市町村負担金の額及び負担割合等は、表に記載のとおりであります。

また、次のページ、し尿処理にかかる変更後の構成市町村負担額及び負担割合等についても、表に記載のとおりでございます。

なお、別紙の裏面には、ごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式をそれぞれ記載しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第11号、令和4年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

説明書の8ページ、9ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

議案第10号で御説明しましたとおり、各構成市町村の負担金を補正額1721万1000円減額するもので、内訳につきましては、9ページのごみ処理にかかる負担金を1407万5000円、し尿処理にかかる負担金を313万6000円、それぞれ減額するものでございます。なお、構成市町村別の内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款04繰越金は、前年度繰越金を追加するもので、令和3年度の繰越額から当初予算計上額の600万円を差し引いた2438万4000円を追加するものでございます。ごみ処理及びし尿処理の内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、10ページ、11ページを御覧いただきたいと思います。

歳出について御説明いたします。

款02総務費、目01組合事務所費、説明欄01総務事務経費、1005印刷製本費追加17万4000円であります。こちらは例規集追録の増加によるものであります。

次に、款02総務費、01組合事務所費、説明欄40一般職人事管理経費追加699万9000円であります。こちらは人事異動によるものであります。

以上、議案第10号及び議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。中村議員。

○6番（中村のりひと議員） 御説明ありがとうございました。

補正予算書の11ページの総務費の今、御説明があった一般職員人事管理経費のところを伺いたいと思います。

令和2年度、令和3年度と、職員数は12人、12人と来て、年度の途中で13人ということで、1人増えたということになるのですけれども、1人増えることはいいと思うのですけれども、これどういった理由で、人事異動というようなお話がありましたけれども、中身を教えていただければと思います。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） お答えさせていただきます。

ただいま12人、13人というお話はあったと思いますが、今、当組合では、御存じかと思いますが、組合直接の採用職員、いわゆるプロパー職員と言っている職員が、ここ数年、定年退職を迎える年代になってきております。正職員から再任用になる、もしくは再任用も終わって退職するという職員が続けて出ていて、今後も見込まれるところがございます。そういった中で、1人辞めたから1人増えるとかということではなく、今、当組合とあきる野市の人事のほうと、長期にわたる調整をしている中で、業務の引継ぎ、円滑に回っていかないといけないというところもございますので、プロパーの職員の経験を生かし、派遣職員に継承していくということも含めて、単年度ではない、幾年か前から今後も含めた調整の中での人員配置とお考えいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） 中村議員。

○6番（中村のりひと議員） 御説明ありがとうございました。

よく分かりました。やはりこういった割と知識が必要な部分もあったりする業務だと思うので、ということは、しっかりとスキル等々をストックしていかなければならないというところで、御説明は理解いたしました。ありがとうございました。

○議長（窪島 成一議員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） これをもって質疑を終了といたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決につきましては個別に行います。

これより議案第10号、令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（窪島 成一議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号、令和4年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（窪島 成一議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（窪島 成一議員） 以上をもちまして、令和4年第2回西秋川衛生組合議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第2回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。御協力、大変ありがとうございました。



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 窪 島 成 一

西秋川衛生組合議会議員 野 村 雅 巳

西秋川衛生組合議会議員 松 村 哲 朗